

米軍照明弾落下事故に対する意見書

去る12月5日、金武町伊芸区の民間地内に米軍の訓練で使用した60ミリ迫撃砲照明弾3個が落下する事故が発生した。

落下した場所は、水田や沖縄自動車道沿いの牛舎、川沿いの道路であり、いずれの場所も住民の生活圏内で発見されており、今回の事故は町民の生命、財産を脅かす甚大な被害を与える恐れがあった。

米軍は、キャンプ・ハンセンを抱える本町において昼夜を問わず射撃訓練を実施しており、住民はその騒音に悩まされてきた。また、事故の起きた伊芸区では過去に照明弾落下や流弾事故が発生しており、今回の事故は町民が常に実弾演習の恐怖と隣り合わせの生活を強いられていることをあらわしたものであり、断じて容認できない。

よって、金武町議会は町民の生命及び財産を守る立場から、米軍及び関係当局に対し断固抗議するとともに、下記事項について速やかに実現されるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 落下事故の原因究明と安全対策を講じ、早急にその内容を報告すること。
1. キャンプ・ハンセン内で照明弾を使用した訓練を廃止すること。
1. 原因が究明されるまでキャンプ・ハンセン内で射撃訓練を中止すること。
1. 落下した照明弾による土壤、農作物及び人体への影響がないか調査を実施すること。
1. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

令和元年12月10日
沖縄県金武町議会



宛 先

内閣総理大臣 防衛大臣 外務大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄特命全権大使 沖縄防衛局長

可決

令和元年12月10日
金武町議会議長 嘉数義光



米軍照明弾落下事故に対する抗議決議

去る12月5日、金武町伊芸区の民間地内に米軍の訓練で使用した60ミリ迫撃砲照明弾3個が落下する事故が発生した。

落下した場所は、水田や沖縄自動車道沿いの牛舎、川沿いの道路であり、いずれの場所も住民の生活圏内で発見されており、今回の事故は町民の生命、財産を脅かす甚大な被害を与える恐れがあった。

米軍は、キャンプ・ハンセンを抱える本町において昼夜を問わず射撃訓練を実施しており、住民はその騒音に悩まされてきた。また、事故の起きた伊芸区では過去に照明弾落下や流弾事故が発生しており、今回の事故は町民が常に実弾演習の恐怖と隣り合わせの生活を強いられていることをあらわしたものであり、断じて容認できない。

よって、金武町議会は町民の生命及び財産を守る立場から、米軍及び関係当局に対し断固抗議するとともに、下記事項について速やかに実現されるよう強く求める。

以上、決議する。

記

1. 落下事故の原因究明と安全対策を講じ、早急にその内容を報告すること。
1. キャンプ・ハンセン内で照明弾を使用した訓練を廃止すること。
1. 原因が究明されるまでキャンプ・ハンセン内で射撃訓練を中止すること。
1. 落下した照明弾による土壤、農作物及び人体への影響がないか調査を実施すること。
1. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

令和元年12月10日
沖縄県金武町議会



宛 先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事
在日米軍沖縄地域調整官

可決

令和元年12月10日
金武町議会議長 嘉数義光

